

法・条例に基づく喫煙可能室設置に係る届出書 チェックリスト

1～5の項目について、当てはまるか確認の上、プルダウンで■を選んでください。
(1と4は全項目、2は(1)～(4)のいずれか1つの全項目、3は(1)か(2)のいずれか1つの全項目、5はいずれか1つの項目を確認、選択してください。)

※喫煙可能室には、20歳未満の方は立ち入ることができません。
店内の全部を喫煙可能室とした場合は、20歳未満の方の入店

<p>1 ご自分の店舗の喫煙可能室の設置に該当する旨を記載し、飲食店である</p> <p>■ 個人経営の場合は、(3)の書類の保存は不要です。</p> <p>■ (2)客席の部分の床面積が100㎡以下である(<input checked="" type="checkbox"/> 60)</p> <p>■ (3)資本金の額又は出資の総額が5千万円以下である()</p> <p>■ (4)従業員がいない。または従業員がいる場合は、全員から喫煙可能室の設置に係る承諾書を得ている</p> <p>■ (5)上記(1)から(4)の要件に該当する旨を示す書類を保管している</p>		<p>客席面積を記載してください。 (客席面積は、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた面積)</p>
<p>2 ご自分の店舗の喫煙可能室は技術的基準に適合しているかを確認した</p> <p>(1) ※従業員とは、同居の親族や家事使用人等以外の労働者をいう。</p> <p>■ ①従業員がいない場合の保存書類</p> <p>(1)直近の確定申告書(青色申告者は青色申告決算書の損益計算書、白色申告者は収支内訳書の表紙)の写し(税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるもの)</p> <p>(2)(1)で従業員への給料賃金の支払いがあった場合は、従業員名簿等の従業員の採用及び退職又は解雇の年月日を証明する資料</p> <p>(3)同居の親族を使用する場合は、(1)に加えて住民票等の同居の親族であることを証明する書類</p> <p>(4)家事使用人を使用する場合は、(1)に加えて雇用契約書等の家事使用人であることを証明する書類</p> <p>■ ②従業員がいる場合の保存書類</p> <p>全ての従業員から提出された様式第1号の承諾書</p> <p>(1)～(4)のうち当てはまる()の全項目が適合しているか確認してください。 (多くの飲食店は(1)に該当します)</p>		
<p>3 ご自分の店舗の喫煙可能室の設置に該当する旨を記載し、飲食店である</p> <p>(1) 2(1)施設の全部を喫煙可能室とする場合</p> <p>① 「喫煙可能室設置施設標識」 ※店の主たる出入口に掲示</p> <p>■ ア 喫煙可能室が設置されている旨(喫煙可能)</p> <p>■ イ 当該場所が20歳未満の立入が禁止されている旨</p> <p>(2) 2(2)、(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置する場合</p> <p>① 「喫煙可能室設置施設標識」 ※店の主たる出入口に掲示</p> <p>■ ア 喫煙可能室が設置されている旨</p> <p>■ イ 【2(3)に該当する場合のみ】喫煙可能室の設置に同意する旨(喫煙可能)</p>		<p>3(1)、(2)のうち当てはまる()の全項目が適合しているか確認してください。 (多くの飲食店は(1)に該当します)</p> <p>2(3)の場合は、3(2)②イに適合する必要があります。(2(2)の場合は、適合不要)</p> <p>店内で喫煙できる飲食店として、公開してよい場合は、公開可を選択してください。</p>
<p>4 届出書は、記載漏れがないかを確認した</p>		
<p>5 店内で喫煙できる旨を県HP等で公開してよいか回答した。</p>		<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開可 <input type="checkbox"/> 公開不可</p>

◎届け出内容に変更が生じた場合や喫煙可能室を廃止する際は、改めて届出が必要となります。

日付、施設名称及び氏名を記載し、保健所に提出する際に持参又は添付してください。

令和 年 月 日
 上記について相違ありません。
 施設名称／氏名【 食堂／大宮 太郎】